

関係法令条文

- 1 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)抄 2
- 2 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)抄 6
- 3 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄 ... 7
- 4 電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する
件の告示(平成二十八年総務省告示第百六号)【指定告示】..... 21
- 5 電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロ及び
ハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の告示(平成二十八年総
務省告示第百五十二号)【確認措置告示】..... 24
- 6 電気通信事業法施行規則第二十二條の二の九第二号及び第三号の
規定に基づき告示する件の告示(平成二十八年総務省告示第百五十
三号)【対価請求告示】 26
- 7 電気通信事業法関係審査基準(平成十三年総務省訓令第七十五号)
抄 28
- 8 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)抄 . 30

1 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）抄

（提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

（書面の交付）

第二十六条の二 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者（電気通信事業者である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 3 前項に規定する方法（総務省令で定める方法を除く。）により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用者に到達したものとみなす。

（書面による解除）

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、利用者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等（金銭その他の財産をいう。次項において同じ。）の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当該契約に関して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。
- 4 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、利用者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。
- 5 前各項の規定に反する特約で利用者に不利なものは、無効とする。

（苦情等の処理）

第二十七条 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（電気通信事業者等の禁止行為）

第二十七条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはなら

ない。

- 一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

（媒介等業務受託者に対する指導）

第二十七条の三 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 （略）

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四～六 (略)

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～四 (略)

五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

六～十七 (略)

2 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）抄

（情報通信の技術を利用した提供）

第二条 電気通信事業者は、法第二十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、利用者（同条第一項に規定する利用者をいう。次項において同じ。）に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た電気通信事業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第二十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）抄

（提供条件の説明）

第二十二條の二の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下この条及び次条において「対象契約」という。）の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

- 一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七條に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。）
- 二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称
- 三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七條に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。）
- 四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）
- 五 提供される電気通信役務の内容（次に掲げる事項を含む。）
 - イ 名称
 - ロ 別表に掲げる区分による種類（以下この条及び第二十二條の二の八第一項第一号において単に「種類」という。）

- ハ 品質
 - ニ 提供を受けることができる場所
 - ホ 緊急通報に係る制限がある場合には、その内容
 - ヘ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限がある場合には、その内容
 - ト ホ及びヘに掲げるもののほか、電気通信役務の利用に関する制限がある場合には、その内容
 - 六 利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二条の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。
 - 七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容
 - 八 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件
 - 九 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
 - 十 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
 - イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
 - ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容
 - ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を利用者が負担する必要があるときは、その内容
 - 十一 対象契約が法第二十六条の三第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の書面による解除（以下この条から第二十二条の二の九までにおいて「書面解除」という。）を行うことができるものであるときは、書面解除に関する事項
 - 十二 対象契約が第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項
- 2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。
- 一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。））に限る。以下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは

更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとって提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

イ 当該利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われる更新であること。

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合における違約金の定めがあること。

ハ ロの違約金の額が、当該更新後の契約に係る基本料金（電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金をいい、付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。）の額を超えること。

四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者へ交付するもの又は当該ファイルへの記録がされた説明事項を、当該ファイルに

記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたって当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十第一号において「法人契約」という。）

二 他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約が締結されたときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結する契約

三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの

五 変更契約又は更新契約であつて第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のもの

（書面の交付）

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定する

に足りる事項

三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み

四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定時期（当該電気通信役務が法第二十六条第一項第一号に掲げるものであり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであるときは、開始する日又は開始を予定する日）

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

イ 名称

ロ 料金その他の経費

ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免がされるときは、当該減免の実施期間その他の条件

ニ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む利用者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 書面解除を行うことができる旨

ロ 書面解除を行うことができる期間

ハ イ及びロに記載した事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき

- 三 付加的な機能の提供に係る役務に係る変更のみがされた場合
- 四 前三号のいずれかに掲げる変更のみがされた場合
- 4 契約書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 5 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供する場合は、令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明（以下この条において「閲覧情報」という。）を記載した契約書面を交付すれば足りる。
- 6 法第二十六条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 前条第六項第一号から第三号までに掲げる対象契約が成立した場合
 - 二 書面解除を行うことができない対象契約が成立した場合であつて、その提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後当該対象契約の成立の時までに、記載事項又は閲覧情報（以下この条及び次条において「記載事項等」という。）を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項等を次条に規定する方法により提供したとき。
 - 三 二以上の電気通信事業者が利用者に対し契約書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の電気通信事業者が当該二以上の電気通信事業者に係る記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付し、若しくは令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て当該記載事項等を次条に規定する方法により提供した場合又は当該一の電気通信事業者が前号の定めるところにより当該記載事項等を記載した書面を交付し、若しくは当該記載事項等を提供した場合
 - 四 変更契約又は更新契約であつて第三項の規定により契約書面を交付すべきもの以外のものを締結した場合

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二の五 法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの又は前条第五項の規定による契約書面の交付に代えて、当該契約書面に記載すべき閲覧情報を記録した電子メールを送信する方法
- 二 電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成する

ことができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、契約をした後、遅滞なく、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルへの記録がされた記載事項を、当該利用者に係る電気通信役務の提供に関する契約が解除され、若しくは満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて、当該利用者がこれを閲覧できるようにするもの。ただし、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付した場合にあつては、当該ファイルへの記録がされた記載事項を消去することができる。

四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。
- 3 第一項各号に掲げる方法により記載事項等を提供する場合は、利用者に記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の当該記載事項等の提供が記載事項を記載した書面の交付に代えて行われるものであることを利用者が確実に了知する方法により提供しなければならない。

第二十二条の二の五の二 令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち電気通信事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第二十二条の二の六 法第二十六条の二第三項の総務省令で定める方法は、第二十二条の二の五第一項第四号に掲げる方法とする。

(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十二条の二の四第三項各号に掲げる場合
- 二 第二十二条の二の四第六項第一号に掲げる場合
- 三 利用者からの申出により当該利用者に不利でない変更のみがされた場合
- 四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二条の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、

第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合

イ 当該電気通信役務の提供が開始された日を起算日とする八日以上期間において当該利用者が利用場所状況及び遵守状況の確認をすることができること。

ロ 当該利用場所状況について十分でないことが判明したときは、関連契約（確認措置契約及び当該電気通信事業者が当該確認措置契約の締結に付随して有償継続役務の提供に関する契約を締結又はその媒介等をした場合における当該契約その他の当該電気通信役務の提供に付随して締結された契約であつて総務大臣が別に告示するものをいう。以下この号において同じ。）を解除できること。

ハ 総務大臣が別に告示する条件を満たす基準であつて、当該電気通信事業者があらかじめ定めたものに当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できること。

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

（１） 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。）

（２） 当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにあつては、当該物品の販売価格に相当する額

ホ 提供条件概要説明により、当該確認措置を講じている旨及び当該確認措置の適用に関する条件その他必要な事項が説明されること。

2 前項第五号の電気通信事業者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする電気通信役務の名称及び内容

二 確認措置に関する内容

三 その他その電気通信役務の認定の申請に関し特に必要な事項

3 認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者がその氏名若しくは名称又は前

項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 4 総務大臣は、認定を受けた電気通信役務に係る確認措置が第一項第五号イからホまでに掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき、認定を受けた電気通信事業者が前項の規定に違反したときその他当該電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。
- 5 総務大臣は、認定をしたときは、その認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称並びに当該電気通信役務の名称及び内容を、第三項の規定による届出（第二項第二号に係るものを除く。）があつたとき又は前項の規定により認定を取り消したときはその旨を、それぞれ告示するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、第二項の申請書の様式その他認定に関し必要な事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（不実告知後の書面の交付）

第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項並びに第五号から第十号まで及び第十二号に規定する変更の内容及び既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項）を記載しなければならない。

- 一 提供される電気通信役務の名称及び種類
 - 二 利用者に適用される電気通信役務に関する料金
 - 三 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が負担するものがあるときは、その内容
 - 四 第二十二条の二の四第一項第五号イ及びロに掲げる事項
 - 五 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間は、書面解除を行うことができる旨
 - 六 法第二十六条の三第二項から第四項までの規定に関する事項
 - 七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法
 - 八 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項
 - 九 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項
 - 十 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）
 - 十一 電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項
 - 十二 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨
- 2 不実告知後書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

- 3 第一項第五号及び第六号に掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 電気通信事業者は、不実告知後書面を利用者に交付した際には、直ちに当該利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、第一項第五号及び第六号に掲げる事項について当該利用者に告げなければならない。

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

- 一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）
- 二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第二十二条の二の十 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二条の二の十一 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

- 一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置
- 二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）の選任
- 三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

- イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）
 - ロ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
 - 四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置
 - 五 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置
 - 六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置
 - 七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置
- 2 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

附 則（平成二十八年総務省令第三十号）

- 2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号に規定する認定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、同條の規定の例により、当該認定の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、新施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の規定の例により、同号の認定をすることができる。
- 4 前項の規定による認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、新施行規則第二十二條の二の七第三項及び第四項の規定の例による。
- 8 附則第二項から第四項までの規定による申請、届出及び認定は、施行日において新施行規則第二十二條の二の七第一項第五号又は同條第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。
- 9 新施行規則第二十二條の二の三の規定の例によりこの省令の施行前に行われた提供条件概要説明（同條第一項に規定する提供条件概要説明をいう。次項において同じ。）は、同條の規定により行われたものとみなす。

- 10 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法（附則第十二項において「新法」という。）第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（以下この項から附則第十三項までにおいて「対象電気通信役務」という。）であって、次に掲げるもの以外の電気通信役務については、新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号及び第四号並びに同条第五項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。この場合において、同条第二項第一号中「場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）」とあるのは、「場合」とする。
- 一 新施行規則別表備考第一号に規定する携帯電話端末・PHS端末サービスのうち携帯電話端末と接続される同備考第一号に規定する無線端末系伝送路設備（以下単に「無線端末系伝送路設備」という。）のみを用いるものであって、仮想移動電気通信サービス（同備考第三号に規定するものをいう。次号において同じ。）以外のもの
 - 二 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該無線端末系伝送路設備を用いて提供される新施行規則別表備考第十号に規定するインターネット接続サービスの役務であって、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備に搭載されるブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とするもの（仮想移動電気通信サービス以外のものに限る。）
 - 三 前二号に掲げる電気通信役務以外の対象電気通信役務であって、その提供に関する契約（新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号に規定する自動更新をその内容とするものに限る。）の締結又はその媒介等がされようとするときに新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号及び第四号並びに第五項に定める提供条件概要説明がされているもの
- 11 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している対象電気通信役務であって、新施行規則別表に掲げる種類の区分ごとの平成二十七年九月末における当該対象電気通信役務の利用者（法第二十六条の二第一項に規定する利用者をいう。次項及び第十三項において同じ。）の数が百万未満である場合における当該区分に該当するものについては、新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。
- 12 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している新法第二十六条第一項第三号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を当該電気通信事業者と締結した場合（利用者からの個別の契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合その他の利用者の利益の保護に支障が生じない場合に限る。）における新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「八ポイント」とあるのは「七ポイント」とする。
- 13 利用者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている対象電気

通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該契約の更新をする場合においては、新施行規則第二十二條の二の五第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表 (略)

別表 (略)

4 電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の告示 (平成二十八年総務省告示第百六号)【指定告示】

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十六条第二項の規定に基づき、同条第一項各号の電気通信役務を次のとおり指定し、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から適用する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣 山本 早苗

1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役務(次号に掲げる役務を除く。以下この号において同じ。)及び携帯電話端末からのインターネット接続サービスの役務(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(以下「無線端末系伝送路設備」という。)(その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であって、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」という。)によって音声伝送役務(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであって、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備(無線利用者設備に限る。以下この号において同じ。)を用いて利用される電気通信役務であって、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)

四 PHS 端末サービス PHS の役務及び PHS 端末からのインターネット接続サービスの役務(無線端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載した PHS 端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)

- 五 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務
- 2 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。
- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務
 - 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
 - 三 仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除することができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの
- 3 法第二十六条第一項第二号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。
- 一 その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）
 - 二 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）
 - 三 第一号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる同号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務
 - 四 次項第二号に掲げる役務（以下この号において「DSLアクセスサービス」という。）の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であって、その利用者がその契約を解除する場合において当該DSLアクセスサービスの提供に関する契約を解除しないことができるもの
- 4 法第二十六条第一項第三号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。
- 一 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務
 - 二 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

三 PHS 端末サービスの役務

四 無線端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末サービス、無線インターネット専用サービス及びPHS 端末サービスの役務を除く。）

五 その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であって、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

七 第二項各号に掲げる役務であって、その提供に先立って対価の全部を受領するもの

八 前号に掲げるもののほか、第二項第三号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務

九 第二項各号、前項第三号及び第四号並びに第三号、第七号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務

5 電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の告示（平成二十八年総務省告示第百五十二号）【確認措置告示】

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、関連契約、電気通信事業者が基準を定める条件及び申請の様式その他確認措置に関し必要な事項を次のように告示する。

平成二十八年四月一日

総務大臣 山本 早苗

- 1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。
- 2 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロの総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。
 - 一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のもにに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五条の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たすもの
 - イ 当該移動端末設備が当該確認措置契約に係る電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備の一端に接続されること。
 - ロ 当該売買契約の締結が当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件と関連すること。
 - 二 前号の売買契約の締結に伴い締結される個別信用購入あつせん関係受領契約（割賦販売法第三十五条の三の三に規定するものをいう。）その他の契約の代金に相当する額の支払に関する契約
 - 三 当該確認措置契約又は前二号の契約のいずれかの解除に伴いその提供が中止される有償継続役務に関する契約であって、当該確認措置契約の締結に付随して電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたもの
- 3 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。
 - 一 法第二十六条
 - 二 法第二十六条の二

4 施行規則第二十二條の二の七第六項の規定により告示する申請書の様式その他認定に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の規定に基づく申請書の様式は、様式第一によること。

二 施行規則第二十二條の二の七第三項の規定に基づく届出書の様式は、様式第二によること。

様式第1（第4項第1号関係）（略）

様式第2（第4項第2号関係）（略）

6 電気通信事業法施行規則第二十二條の二の九第二号及び第三号の規定に基づき告示する件の告示（平成二十八年総務省告示第百五十三号）【対価請求告示】

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の九第二号及び第三号の規定に基づき、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額及び電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用の額を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年四月一日

総務大臣 山本 早苗

- 1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 通常契約 法第二十六条第一項第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約（次号において「二号契約」という。）であつて、電気通信役務の提供を受ける場所に電気通信事業者の職員その他これに類する者を派遣して工事を行うことが必要なもの
 - 二 特定契約 通常契約以外の二号契約
- 2 施行規則第二十二條の二の九第二号の規定により総務大臣が別に告示する額（以下「工事費用額」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額に消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を加算した額とする。
 - 一 FTTHアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 二万五千元
 - 二 FTTHアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 二万三千元
 - 三 FTTHアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千元
 - 四 CATVアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 一万八千元
 - 五 CATVアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 一万七千元
 - 六 CATVアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千元
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者からの申出により同項第一号から第三号までに掲げる工事を休日等に行う場合に加算される額の定めがある場合にあっては、同項第一号から第三号までに定める額に三千元及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。

- 4 前二項の規定にかかわらず、利用者からの申出により第二項第一号から第三号までに掲げる工事を夜間に行う場合に加算される額の定めがある場合にあつては、同項第一号から第三号までに定める額に一万二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 5 前三項の規定にかかわらず、前二項に規定する場合のいずれにも該当する場合にあつては、第二項第一号から第三号までに定める額に一万三千二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 6 第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項各号に掲げる工事に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者から通常請求される額が同項から前項までの規定により算定される額より低いときは、当該通常請求される額を工事費用額とする。
- 7 施行規則第二十二條の二の九第三号の規定により告示する額は、三千円に消費税額を加算した額（電気通信事業者から通常請求される額が当該加算した額より低い場合にあつては、当該通常請求される額）とする。

7 電気通信事業法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第七十五号）抄

第7章の2 確認措置に係る電気通信役務の認定

第11条の2 施行規則第22条の2の7第1項第5号の規定による確認措置に係る認定は、同条第2項の申請書及び添付書類に記載された事項について審査し、次の要件に適合していると認める場合に行う。

(1) 利用場所状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと。

ア 申請者と認定対象役務契約（当該認定を受けようとする電気通信役務（以下この条において「認定対象役務」という。）の提供に関する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結した利用者が、認定対象役務の提供が開始された日（契約書面を受領した日（記載事項等が情報通信の技術を利用する方法（施行規則第22条の2の5第1項の方法をいう。以下この条において同じ。）により提供された場合にあつては、その提供を受けた日）が認定対象役務の提供が開始された日より遅いときは、当該契約書面を受領した日。以下この条において「開始日」という。）を起算日とする八日以上期間において、当該認定対象役務契約に基づき、当該認定対象役務の提供を受けることにより、当該利用者の住所地等において提供を受ける認定対象役務の品質（当該認定対象役務の提供に用いられる基地局が送受信する電波の伝搬に関する状況により影響を受けるものに限る。）に関する状況の確認をすることができること。

イ アによる利用者の確認の結果、当該期間を経過するまでの間に当該利用者が当該申請者又はその媒介等業務受託者（以下この条において「提供電気通信事業者等」と総称する。）にアの品質に関する状況が不十分である旨を申し出た場合にあつては、提供電気通信事業者等は適切な対応を行うこと。

(2) 利用場所状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

(1) アの品質が当該利用者にとって不十分であることが(1)イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約の解除を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。

(3) 遵守状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと。

ア 申請者と認定対象役務契約を締結した利用者が、開始日を起算日とする八日以上期間において、遵守状況の確認をすることができること。

イ アによる利用者の確認の結果、アの期間を経過するまでの間に当該利用者が提供電気通信事業者等に遵守状況が不十分である旨を申し出た場合は、当該提供電気通信事業者等は適切な対応（遵守状況の適切な検証等を含む。）を行うこと。

(4) 遵守状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

- (3) アの遵守状況が、施行規則第22条の2の7第1項第5号ハの申請者が定める基準（以下この条において「適合基準」という。）に適合しないことが(3)イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。
- (5) (1) から(4) までの要件を満たす方法（適合基準を含む。）に関する手順が明確に定められていることその他の当該方法が円滑に実施されるための体制が整備されていること。
- (6) (2) 及び(4) による契約の解除に伴い利用者が支払うべき額の合理的な算定方法が適正かつ明確に定められていること。
- (7) 提供条件概要説明により、次の事項を説明すること。
- ア 確認措置により、その利用者に係る利用場所状況又は遵守状況に関する当該利用者からの申出を受けて関連契約の解除が可能な場合がある旨
 - イ 利用場所状況又は遵守状況が不十分と認める場合の申出の方法及び申し出ることのできる期間
 - ウ 確認措置に関する内容が契約書面に記載され、又は情報通信の技術を利用する方法により提供される旨
- (8) 契約の解除の条件その他(1) から(4) までの要件を満たす方法の内容、関連契約その他の解除される契約の範囲（以下「関連契約等」という。）、(2) 又は(4) による認定対象役務契約の解除に当たっては、当該関連契約等の解除することができる旨、(6) の額の算定方法その他利用者が確認措置を利用するために明らかにしておくことが必要と考えられる事項が契約書面に記載され、又は記載事項の一部として情報通信の技術を利用する方法により提供されることが明確に定められていること。
- (9) 認定対象役務契約の締結又はその媒介等をしようとする際に特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売が行われないこと。
- (10) 確認措置を講じることが利用者の利益の保護のために適切となること。

8 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）抄

（利用者保護に関する報告）

第四条の六 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の九により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）末ごとにおける契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該半期末ごとの当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（集計結果の公表）

第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附 則（平成二十八年総務省令第五十九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年十月一日（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の六第一項の規定については、平成二十八年六月一日）以降である報告から適用する。
- 2 報告期限が平成二十八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六

第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二十八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。

- 3 報告期限が平成二十九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二十三の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第五十九号）附則様式」とする。

様式 （略）

様式第23の9（第4条の6第1項関係）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告	
年 月 日	
サービスの別表種類(別表の号番号を記載すること。複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。)	事業者名 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第十五項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。以下同じ。） 電話番号 電子メールアドレス
サービスの名称	ウェブサイトアドレス
参 考 事 項	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることとする。
- 2 「サービスの名称」の欄には、利用者に対し表示している固有の名称を記載すること。
- 3 「ウェブサイトアドレス」の欄には、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件その他の情報を利用者に提供するウェブサイトのアドレスを記載すること。この場合において、複数のサービスの名称に対するウェブサイトアドレスが同一である場合にあつては、当該ウェブサイトアドレスを当該複数のサービスの名称ごとにまとめて一つ記載すれば足りる。ただし、当該ウェブサイトがない場合は、この限りでない。
- 4 記載するサービスの名称の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 23 の 10 (第 4 条の 6 第 2 項関係)
第 1 表

書面解除に関する契約状況等報告		年 月 日
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス	
書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち 書面解除がされた数	
参 考 事 項		

- 注 1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第 2 表

確認措置契約に関する契約状況等報告			年 月 日
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス		
確認措置が適用された 新規契約の締結数	確認措置が適用された新規 契約のうち申出がされた数	確認措置が適用された新規 契約のうち確認措置による 契約解除がされた数	
参 考 事 項			

- 注 1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 申出とは、利用場所状況又は遵守状況が不十分である旨の利用者からの申出であつて、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号イの確認の結果行われるものをいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 の 11 (第 4 条の 6 第 3 項関係)

媒介等業務受託者の名称等に関する報告					
					年 月 日
サービスの別表種類		事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス			
整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参 考 事 項					

- 注 1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲をさらに区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすること。足りる。
- 2 「媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。
 - 3 「媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。
 - 4 「媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する電気通信事業者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。
 - 5 「媒介等業務受託者の階層」の欄には、電気通信事業者からの委託に係る段階の数を記載すること。
 - 6 「利用者と接する業務の有無」の欄には、利用者と接する業務を実施している場合には「○」、実施していない場合には「×」を記入すること。
 - 7 記載する媒介等業務受託者の名称及び階層の数に応じ、項を適宜増減すること。
 - 8 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の欄に記載すること。
 - 9 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 - 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係） （略）